ID:　363

担当部署:　上下水道部 下水道課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 下水道排水設備指定工事店の指定の取消し又は一時停止 |
| **例規名<br>根拠条項** | 芦屋市下水道排水設備指定工事店規則　第10条 |
| **例規番号** | 平成11年規則第5号 |

**【根拠条文】**

（指定の取消し又は一時停止）

第10条　市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2　市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)　条例又はこの規則等に違反したとき。

(2)　業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

備考

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設定年月日** | 平成28年4月1日 | **最終変更年月日** | 年　月　日 |